

# KKR

## KKR、富士ソフトに対する第2回公開買付けの再延長を決定 第2回公開買付けの撤回はあり得ず、今後富士ソフトの非公開化を断念する予定も一切なし

【2025年1月9日 - 東京】

### 第2回公開買付けの再延長について

KKRが運用する投資ファンド傘下の特別目的会社であるFK株式会社(以下「FK株式会社」又は「公開買付者」)は本日、FK株式会社を通じた富士ソフト株式会社(証券コード:9749、以下「富士ソフト」)の普通株式及び新株予約権に対する二段階公開買付け(以下「本公開買付け」)のうち第2回公開買付け(以下「第2回公開買付け」)に関し、FK株式会社が2024年11月20日付けで提出した公開買付届出書(2024年12月19日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の訂正届出書(以下「本訂正届出書」)を提出いたしました。

本訂正届出書の提出は、従前2025年1月9日までとしていた第2回公開買付けの公開買付期間を2025年1月24日まで延長することを決定したことに伴うものです。なお、普通株式1株当たりの公開買付価格9,451円に変更はなく、変更の検討も行っておりません。

本公開買付期間の変更は、ベインキャピタルが2024年12月11日、同年12月18日、及び2025年1月7日に、富士ソフトが2024年12月17日、2025年1月7日、同年1月8日に、また、公開買付者が2024年12月19日及び2025年1月6日に、それぞれプレスリリースを公表しており、株式市場が引き続きこれらの情報を咀嚼中の状況であると考えられ、2025年1月9日時点で富士ソフト株式の市場価格が第2回公開買付価格を上回って推移していることから、富士ソフトの株主及び新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めることを意図しております。

### ベインキャピタルの公開買付け予告の実現可能性に関する疑義について

ベインキャピタルは2024年12月18日付の買付条件等の変更において、富士ソフトの取締役会の賛同の前提条件を放棄し、さらに、買付予定数の上限を31,444,443株(所有割合:49.89%)に設定したことで、「経営権奪取目的の敵対的部分買付」へと転換したものの、「第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」を公開買付開始の前提条件としており、2025年1月下旬以降の開始を表明していると認識しております。

しかしながら、**FK株式会社は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありません。**また、FK株式会社は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、**富士ソフトの非公開化を断念する予定はなく、本公開買付けにおける公開買付価格と同一の公開買付価格で新たな公開買付けを実施する予定**です。なお、34%以上の議決権を有するFK株式会社以外によるスクイーズ・アウト取引を通じた非公開化には、FK株式会社の賛同が必要です。

したがって、FK株式会社が富士ソフトの非公開化を断念し、ベインキャピタルの公開買付けのみが提案されているという状態は起こり得ず、ベインキャピタルの公開買付け以外の選択肢が無いことを理由に、富士ソフトによるベインキャピタルの公開買付けに対する反対意見が変更される余地はないと考えられます。すなわち、公開買付者としては、**ベインキャピタルが実際には「同意なき公開買付け」を開始できず、ベインキャピタルの公開買付け以外の選択肢が無くなることで富士ソフトがベインキャピタルの公開買付けへ賛同表明を行うことを期待している場合、上記のとおりベインキャピタルが前提とする状況は実現し得ず、ベインキャピタルの公開買付けは開始されないため、株主・投資家の皆様に売却機会は提供されないことになるものと考えております。**

この見解は、ベインキャピタルが、2024年11月1日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、富士ソフトの「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第速やかに公開買付けの開始が可能としていたところ、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて富士ソフトの賛

同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、本日現在、公開買付けを開始していない事実裏付けられています。

公開買付者としては、ベインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、本日現在において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースに反して、公開買付代理人は決定しているものの、ベインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイズ・アウト取引に係る銀行融資の実行の目的が立っていない等の理由から実行できる状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、ベインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得ております」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイズ・アウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます)。また、現時点でなぜ同意なき公開買付を現時点で開始していないかという点について、ベインキャピタルによる説明はなされておられません。

### **創業家様・ベインキャピタルからのご提案**

また、ベインキャピタルが、2025年1月7日プレスリリースの中で、「公開買付者(ベインキャピタル)は、FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定です。」と述べておりますが、実際に創業家様からは、2024年12月27日に、創業家様のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券を通じて、KKRに対して、創業家様、KKR、ベインキャピタルの3者で対象会社を非公開化することをご提案いただきました。

### **KKRの富士ソフトの非公開化に対する継続的な強いコミット**

KKRは、引き続き富士ソフトの成長性を高く評価しており、非公開化を完遂した後は、KKRが有するグローバルなネットワーク・リソースを活用することで、富士ソフトの役職員とともに、顧客の皆様にとってより良いサービス・ソリューションを提供することを目指し、富士ソフトの更なる事業成長・企業価値の向上並びに役職員・顧客を含むあらゆるステークホルダーにとっての価値創造を目指せるものと確信しており、また、一日も早く富士ソフトの非公開化が成立し、企業価値向上施策に取り組むことが、全てのステークホルダーにとって望ましいものと考えております。

本訂正届出書の詳細については、FK株式会社による「(変更)FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」の写しをご参照ください。

以上

\*\*\*

本プレスリリースは、TDNet及び富士ソフトのウェブサイトで閲覧可能な「(変更)FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」と併せてご覧いただくものとなります。

本プレスリリースの目的は、第2回公開買付けの公開買付期間の延長を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず関連する本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主及び本新株予約権者ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本

プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(若しくはその一部)又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e 5(b) の要件に従い、富士ソフトの普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

## KKR について

KKR はグローバル投資会社で、オルタナティブ・アセット、キャピタル・マーケッツ、そして保険ソリューションを提供しています。長期的かつ規律ある投資アプローチで、世界トップクラスの人材を投じてポートフォリオ企業やコミュニティの成長を支援し、魅力的な投資リターンを創出することを目指しています。KKR はプライベートエクイティ、クレジット、実物資産に投資する投資ファンドのスポンサーとなっており、また、ヘッジファンドを管理する戦略的パートナーを有しています。KKR の保険子会社はグローバル・アトランティック・ファイナンシャル・グループ (The Global Atlantic Financial Group) 管理下で退職金、生命保険、再保険商品を提供しています。KKR の投資に関する記述には KKR がスポンサーとなっているファンド及び保険子会社による活動が含まれる場合があります。KKR (NY 証取:KKR) については [www.kkr.com](http://www.kkr.com) Twitter@KKR\_Co. をご参照ください。

## お問い合わせ

FGS グローバル

服部 070-7484-7703 / 浅野 070-7425-8483

[KKR-TYO@fgsglobal.com](mailto:KKR-TYO@fgsglobal.com)

2025年1月9日

各 位

会 社 名 富士ソフト株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下智保  
(コード番号 9749 東証プライム)  
問合せ先 経営財務部長 小西信介  
(TEL 045-650-8811)

会 社 名 FK 株式会社  
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの  
開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK 株式会社は、本日、別添の「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関する  
お知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、FK 株式会社(公開買付者)が、富士ソフト株式会社(公開買付けの対象者)に行った要請  
に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年1月9日付「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株  
式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2025年1月9日

各 位

会 社 名 FK 株式会社  
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの  
開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK 株式会社は、富士ソフト株式会社（証券コード：9749、株式会社東京証券取引所プライム市場。）の普通株式及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2024 年 11 月 20 日より開始しておりますが、本日、本公開買付けにおける買付け等の期間の変更を行うことを決定いたしました。

これに伴い、2024 年 11 月 19 日付「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2024 年 12 月 19 日付で公表した「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本両公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、2024 年 12 月 11 日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表したこと、2024 年 12 月 17 日付で対象者が「株式会社 BCJ-88 による当社株券等に対する公開買付けに係る当社取締役会の意見（反対）に関するお知らせ」を公表したこと、並びに対象者の当該プレスリリースを踏まえて 2024 年 12 月 18 日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ（賛同に係る条件の放棄等）」を公表し、ベインキャピタルによる公開買付けの条件を変更したこと（対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄すること、及び買付予定数の上限（31,444,443 株、所有割合：49.89%）を設定すること）による影響で、2024 年 12 月 19 日時点で対象者株式の市場価格が第 2 回公開買付価格を上回って推移していること並びに第 2 回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第 2 回公開買付けの成立可能性を高めるため、2024 年 12 月 19 日、第 2 回公開買付期間を 2025 年 1 月 9 日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2024 年 12 月 19 日現在において、第 2 回公開買付価格及び第 2 回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。

<後略>

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、2024 年 12 月 11 日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表したこと、2024 年 12 月 17 日付で対象者が「株式会社 BCJ-88 による当社株券等に対する公開買付けに係る当社取締役会の意見

(反対)に関するお知らせ」を公表したこと、並びに対象者の当該プレスリリースを踏まえて2024年12月18日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式(証券コード:9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ(賛同に係る条件の放棄等)」(以下「2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。))を公表し、ベインキャピタルによる公開買付けの条件を変更したこと(対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄すること、及び買付予定数の上限(31,444,443株、所有割合:49.89%)を設定すること)による影響で、2024年12月19日時点で対象者株式の市場価格が第2回公開買付け価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2024年12月19日、第2回公開買付け期間を2025年1月9日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2024年12月19日時点において、第2回公開買付け価格及び第2回新株予約権買付け価格の変更は検討しておりません。

その後、公開買付者は、2025年1月9日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付け価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月9日、第2回公開買付け期間を2025年1月24日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月9日現在において、第2回公開買付け価格及び第2回新株予約権買付け価格の変更は検討しておりません。また、公開買付者は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありませんので、第2回公開買付けの撤回により、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されている公開買付けの前提条件(⑥第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること)が充足することはありません。また、公開買付者は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、対象者の非公開化を断念する予定はなく、第2回公開買付けにおける公開買付け価格と同額で、新たな公開買付けの実施を行う予定です(なお、当該公開買付けは速やかに実施予定であり、また、買付予定数の下限については、その時点における最新の対象者の株主構成(パッシブ・インデックス運用ファンド等が所有する対象者株式の数を含まず)を踏まえて判断する予定です。)。したがって、公開買付者は、少なくとも、公開買付者が対象者の非公開化を断念し、ベインキャピタルの公開買付けのみが実施されているという状態は起こり得ず、ベインキャピタルの公開買付け以外の選択肢が無いことを理由に、ベインキャピタルの公開買付けに対する反対意見が変更される余地はないと考えております。なお、ベインキャピタルは、2024年11月1日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において、対象者の「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第、速やかに公開買付けを開始するとしていましたが、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、ベインキャピタルは、2025年1月9日現在、公開買付けを開始しておりません。公開買付者としては、ベインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、2025年1月9日現在において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、ベインキャピタルが2025年1月7日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)からの情報廃棄要請に応じた情報廃棄の実施予定及び公開買付けの開始時期についてのお知らせ」(以下「2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。))に反して、公開買付代理人は決定しているものの、ベインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイズアウト取引に係る銀行融資の実行の目途が立っていない等の理由から実行できる状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、ベインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得ております」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイズアウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます。)。なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいては、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書

類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始」と記載されるのみであり、なぜ速やかに同意なき公開買付けを開始しないのか、なぜ公開買付者の公開買付けの撤回又は不成立を前提条件として追加したのか、という点について、何ら説明・反論はなされておられません。

また、ベインキャピタルは、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースの中で、「公開買付者（ベインキャピタル）は、FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定です。」と述べておりますが、実際に、2024年12月27日に、創業家のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社を通じて、KKRに対して、創業家、KKR、ベインキャピタルの三者で対象者を非公開化することをご提案いただきました。

<後略>

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

公開買付者は、第2回公開買付期間を32営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、第2回公開買付期間を42営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

(5) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、再度第2回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを改めて要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2025年2月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開

買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、再度第 2 回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを改めて要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2025 年 3 月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

## 2. 買付け等の概要

(2) 日程等

### ② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2024 年 11 月 20 日(水曜日)から 2025 年 1 月 9 日(木曜日)まで(32 営業日)

(変更後)

2024 年 11 月 20 日(水曜日)から 2025 年 1 月 24 日(金曜日)まで(42 営業日)

(8) 決済の方法

### ② 決済の開始日

(変更前)

2025 年 1 月 17 日(金)

(変更後)

2025 年 1 月 31 日(金)

以上